

5. その他の審査項目（社会性等）（20004帳票）

次のアからトまでの事項に留意しながら、記載例を参考にして作成してください。
なお、確認に必要な書類はP.10～16（チェックリスト）をご覧ください。

ア『建設業退職金共済制度加入の有無』 41項番

審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」、締結していない場合は「2」を記入します。

（注）特定業種退職金共済契約を締結していても、これを履行していないため、勤労者退職金共済機構建設業退職金共済福岡県支部から加入・履行証明書が発行されない場合がありますが、この場合も「2」と記入することになります。

イ『退職一時金制度導入若しくは企業年金制度導入の有無』 42項番

審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」、いずれにも該当しない場合は「2」と記入します。

・『退職一時金制度導入の有無』

- ① 労働基準監督署に提出した労働協約（常時10名以上の労働者を使用する場合には、労働基準監督署への届出が必要）、就業規則若しくは退職金規則上に、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払いの時期に関する定めがある。
- ② 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金契約以外の退職金共済契約を締結している。
- ③ 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約を締結している。

・『企業年金制度導入の有無』

- ① 厚生年金基金を設立しているか、既存の厚生年金基金に加入している。
- ② 確定給付企業年金法第2条第1項に規定する確定給付企業年金を導入している。
- ③ 確定拠出年金法第2条第2項に規定する企業型年金を導入している。
- ④ 法人税法附則第20条に規定する適格退職年金契約を信託銀行や保険会社等と締結している。

ウ『法定外労働災害補償制度加入の有無』 43項番

審査基準日において、（公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災互助会、（一社）全国労働保険事務組合連合会の労働災害補償制度への加入者、中小企業等協同組合法の認可を受けて共済事業を行う者、又は民間の保険会社との間で労働災害補償保険法に基づく保険給付の基となった労働災害について、上乘せの保険給付を行うための契約を締結している場合は「1」、してない場合は「2」と記入します。

なお、この法定外労働災害補償制度の要件としては、次の4つの要件を満たしていることが必要です。

- ① 業務災害と通勤災害のいずれも保険給付の対象としていること。
- ② 直接の使用関係にある職員及び下請負人（数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて）の直接の使用関係にある職員のすべて保険給付の対象としていること。（従って、記名式の制度はこの要件を満たさない。）
- ③ 少なくとも死亡及び労働災害補償保険の傷害等級1級から7級までに係る災害のすべてを保険給付の対象としていること。
- ④ 共同企業体による工事及び海外工事を除くすべての工事現場を災害の保険給付の対象

としていること。（工事現場ごとに参加する制度はこの要件を満たさない。）
また、いわゆる団体加入の場合は個々の事業主は法律上の保険契約者とはなりません、
実質上保険会社との間で契約を締結しているものとみなします。

エ『若年技術職員の継続的な育成及び確保』及び『新規若年技術職員の育成及び確保』 44項番・45項番

47項番は、技術職員名簿に記載がある技術者のうち、35歳未満の技術職員数が15%以上の場合は「1」、
15%未満の場合は「2」を記入します。

48項番は、新たに技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の1%以上
の場合は「1」、1%未満の場合は「2」と記入します。

オ『CPD単位取得数』及び『技能レベル向上者数』 46項番・47項番

49項番は、「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前1年のうちに取得したCPD
の単位数（但し、算入できるCPD単位数は1人当たり30単位を上限とする。）を記入します。また、「技
術者数」の欄は、規則第7条の3第3号若しくは規則第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは
2級の第一次検定に合格した者（規則第18条の3第2項第1号に規定される者に該当する者を除く。）の
数を記入します。

50項番の「技能レベル向上者数」の欄は、「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準
日以前3年のうちに国土交通大臣が定める建設技能者の能力評価制度により受けた評価（以下「認定能
力評価」という。）の区分が審査基準日の3年前の日において受けている評価の区分より1以上上位で
あった技能者の数を記入します。また、「技能者数」の欄は、審査基準日において審査基準日以前3
年のうちに建設工事の施工に従事した者であって規則第14条の2第2号チ又は同条第4号チに規定する
建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を除いた数
を記入します。そして、「控除対象者」欄は、審査基準日3年のうちに認定能力評価により評価が最上
位の区分に該当するとされた者の数を記入します。

カ『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況』 48項番

審査基準日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「えるぼし認定（1
段階目）」を受けている場合は「1」を、「えるぼし認定（2段階目）」を受けている場合は「2」を、
「えるぼし認定（3段階目）」を受けている場合は「3」を、「プラチナえるぼし認定」を受けている場
合は「4」を、いずれの認定も受けていない場合は「5」を記入します。

キ『次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況』 49項番

審査基準日において、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」を受けている場合は「1」
を、「トライくるみん認定」を受けている場合は「2」を、「プラチナくるみん認定」を受けている場
合は「3」を、いずれの認定も受けていない場合は「4」を記入します。

ク『青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況』 50項番

審査基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく「ユースエール認定」を受けてい
る場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入します。

ケ『建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況』 51項番

審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った（変更契約を除く）①に掲げる審

査対象工事において、②に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する措置を実施しており、かつ、様式第6号に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書を提出している場合に、加点対象となります。

① 審査対象工事とは、建設業法施行令第1条の2第1項に定める軽微な建設工事、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策（以下、「軽微な工事等」という。）以外の日本国内における全ての建設工事又は軽微な工事等以外の日本国内における全ての公共工事をいう。

② 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置とは、建設キャリアアップシステム（一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであって、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。）における現場契約情報の作成及び登録を実施しており、かつ、建設工事に従事する者が建設キャリアアップシステムへの直接入力によらない方法で建設キャリアアップシステム上に就業履歴を蓄積できる体制を整備することをいう。

上記①、②に基づき、軽微な工事等以外の全ての建設工事において、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置として国土交通大臣が定めるものを実施した場合は「1」を、軽微な工事等以外の全ての公共工事において当該措置を実施した場合は「2」を、いずれにも該当しない場合は「3」を記入します。

コ『建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度の宣言の有無』 52項番

国土交通省の建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度ポータルサイトにおいて宣言企業として掲載されており、審査基準日前に宣言を行っていることが加点の条件となります。

サ『建設業の営業年数』 53項番

営業年数は、建設業法による建設業の許可又は登録を最初に受けた時より起算し、審査基準日までの期間に係る年数（1年に満たない端数は切り捨てる。）を記入します。

なお、営業を一時休止した沿革を有するもの（建設業の許可又は登録を受けずに営業を行っていた場合を含む。）は、その期間を営業年数から控除して記入してください。

また、営業の同一性を失うことなく組織変更を行った沿革又は、建設業を譲り受けた沿革を有するもので、変更又は譲り受け前にすでに建設業の許可又は登録を有していたことがある者は、当該許可又は登録を受けた時を営業年数の起算点とします。

シ『民事再生法又は会社更生法の適用の有無』 54項番

民事再生法又は会社更生法の適用の有無は、平成23年4月1日以降に民事再生法又は会社更生法の適用を申し立てた場合であって、手続開始決定から手続終結決定までの間は「1」を記入、その他の場合は「2」を記入します。

ス『防災協定の締結の有無』 55項番

この「防災協定」は、国、特殊法人等又は地方公共団体との間で締結した、防災活動（防災・復旧活動等への機材・役務等の提供、災害時の待機等）に関する協定のことを指し、不測の

災害等への備えとして予め定めたものが対象となります。復旧工事等の工事請負契約自体は、この項目の対象とはなりません。

該当がある場合は「1」を記入の上、協定書の原本をコピーの上、写しを提出（加入している協会・組合等の団体が国等と協定を締結している場合は、当該団体への加入・防災活動担当等を証明する書類（P.67参照）も併せて提出）します。該当がない場合は「2」を記入します。

セ『法令遵守の状況』 56項番・57項番

法令遵守の状況は、審査基準日直前1年間に建設業法28条の規定により指示をされ、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことがある場合に、それぞれ「1」を記入します。該当が無い場合は「2」を記入します。

なお、国、自治体等から受けた入札参加資格指名停止処分については対象外です。

ソ『建設業の経理の状況』 58項番・59項番・60項番

60項番は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は対応するもの（「1」「2」「3」）を記入、いずれも該当しない場合は「4」と記入します。

- ① 会計監査人設置会社は、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付適正意見を表明している場合は「1」（不適正意見が付されている場合は該当しません。）
- ② 会計参与設置会社は、会計参与が会計参与報告書を作成している場合は「2」
- ③ 常勤で雇用している職員のうち公認会計士、税理士、1級登録経理試験に合格した年度の翌年度から5年を経過しない者、登録経理講習の1級講習を受講した年度の翌年度から5年を経過しない者のいずれかの者が、建設業の経理が適正に行われたことに係る確認事項を用いて「経理処理の適正を確認した旨の書類」（様式第2号）に自ら署名を行っている場合は「3」

61項番は、常勤で雇用している公認会計士等（公認会計士（公認会計士法第28条規定研修受講者）、税理士（所属税理士会の認定研修受講者）、登録経理試験1級合格者（合格した年度の翌年度の開始の日から5年を経過していない者又は登録経理講習受講年度の翌年度の開始の日から5年を経過していない者））の人数を記入します。なお、常勤の職員のみが対象であり、いわゆる顧問会計士等は該当しません。

62項番は、常勤で雇用している登録経理試験2級合格者（合格した年度の翌年度の開始の日から5年を経過していない者又は登録経理講習受講年度の翌年度の開始の日から5年を経過していない者）の人数を記入します。

建設業経理事務士については、平成18年度以降は「登録経理試験」制度に移行していますが、平成17年度以前の1・2級建設業経理事務士も引き続き登録経理試験1・2級合格者と同等にこの審査項目の対象となります。

タ『研究開発の状況』 61項番

研究開発の状況については、会計監査人を設置している会社で、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付適正意見を表明している場合のみ審査対象年及び前審査対象年における研究開発費の額の平均の額を記入します。

チ『建設機械の保有状況』 62項番

条件に当てはまる建設機械の保有（リース含む）台数を記入します。

ツ『国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況』 63項番・64項番・65項番

65項番は、エコアクション21の認証を取得している場合は「1」を、取得していない場合は「2」を記入します。

66項番は、国際標準化機構第9001号規格に登録されている場合は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入します。

67項番は、国際標準化機構第14001号規格に登録されている場合は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入します。

ただし、認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限定されている場合には、加点対象としないものとする。

テ『国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況』 65項番・66項番・67項番

65項番は、エコアクション21の認証を取得している場合は「1」を、取得していない場合は「2」を記入します。

66項番は、国際標準化機構第9001号規格に登録されている場合は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入します。

67項番は、国際標準化機構第14001号規格に登録されている場合は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入します。

ただし、認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限定されている場合には、加点対象としないものとする。

その他の審査項目 (社会性等)

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

建設業退職金共済制度加入の有無 4 1 1 [1.有、2.無]

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無 4 2 1 [1.有、2.無]

法定外労働災害補償制度加入の有無 4 3 1 [1.有、2.無]

若年技術職員の継続的な育成及び確保 4 4 1 [1.該当、2.非該当]

新規若年技術職員の育成及び確保 4 5 1 [1.該当、2.非該当]

CPD単位取得数 4 6 1 0 7 (単位)

技能レベル向上者数 4 7 1 6 (人)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況 4 8 1 [1.えるぼし認定(1段階目)、2.えるぼし認定(2段階目)、3.えるぼし認定(3段階目)、4.ブレイクするぼし認定、5.非該当]

次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況 5 0 2 [1.ユースエール認定、2.非該当]

青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況 5 1 2 [1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての建設工事で実施」に該当しない]

建設技能者を大切にす企業の自主宣言制度の宣言の有無 5 2 1 [1.有、2.無]

建設業の営業継続の状況

営業年数 5 3 0 2 (年)

民事再生法又は会社更生法の適用の有無 5 4 2 [1.有、2.無]

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無 5 5 1 [1.有、2.無]

法令遵守の状況

営業停止処分の有無 5 6 2 [1.有、2.無]

指示処分の有無 5 7 2 [1.有、2.無]

建設業の経理の状況

監査の受審状況 5 8 4 [1.会計監査人の設置、2.会計監査人の設置を行っていない場合(監査報告書において、無限定適正意見、限定付適正意見が表明された場合)、3.経理処理の適正を確認]

公認会計士等の数 5 9 3 0 (人)

二級登録経理試験合格者等の数 6 0 3 0 (人)

研究開発の状況

研究開発費(2期平均) 6 1 0 0 0 (千円)

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数 6 2 0 2 (台)

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

エコアクション21の認証の有無 6 3 1 [1.有、2.無]

ISO9001の登録の有無 6 4 2 [1.有、2.無]

ISO14001の登録の有無 6 5 2 [1.有、2.無]

技術職員数(A) 7 (人)

若年技術職員数(B) 2 (人)

若年技術職員の割合(B/A) 28.5%

別紙2技術職員名簿の

新規若年技術職員数(C) 2 (人)

新規若年技術職員の割合(C/A) 28.5%

「様式5号」のレベル向上者の有無の合計 0

「様式5号」の技能者の合計 6 (人)

「様式5号」の控除対象者の合計 1 (人)

技術者数 11 (人)

控除対象者数 1 (人)

CPD単位取得者がいない場合、技能レベル向上者がいない場合、証明書類が揃わない場合は当該「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況」欄は「0」を記入してください。

主任技術者・監理技術者・1級技師補・2級技師補の合計 ※「別紙2技術職員名簿」=7人(23単位) 「様式4号CPD単位を取得した技術者名簿」=4人(84単位) →11人(107単位)

初めて許可(登録)を受けた年月日 令和3年4月30日

休業等期間 年 月 日

備考(組織変更等)

再生手続又は更生手続開始決定日 令和 年 月 日

再生計画又は更生計画認可日 令和 年 月 日

再生手続又は更生手続終了決定日 令和 年 月 日

初めて許可を受けた日から審査基準日までの年数を記入する(1年未満は切り捨て)また再生(更生)期間終了後は0年よりスタート。(例)許可日:R3.4.30、審査基準日:R7.3.31 →2年11か月≒営業年数2年

審査基準日直前1年間に営業停止・指示処分を受けた場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入

以下の区分により記入(審査基準日時点)
「1」…会計監査人の設置を行っている場合(監査報告書において、無限定適正意見、限定付適正意見が表明された場合)
「2」…会計参与の設置を行っている場合(会計参与報告書が作成されている場合)
「3」…以下の者のいずれかが「経理処理の適性を確認した旨の書類(様式2号)」に自らの署名を付したものを提出している場合・公認会計士、税理士、1級登録資格試験の合格者(又は1級建設業経理事務士)
「4」…上記以外

登録経理試験合格後、5年経過している場合は、登録経理講習の受講が必要。

「監査の受審状況」欄において「1」を記載した場合のみ、2期平均の額を記入 それ以外の場合は、「0」を記入

保有条件に該当する建設機械の台数を記入。 ※加点は15台まで。

記載要領

- 1 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば のように右詰めで記入すること。
- 2 「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 3 「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。
 - (1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
 - (2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
 - (3) 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
 - (4) 厚生年金基金が設立されていること。
 - (5) 法人税法に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
 - (6) 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
 - (7) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に規定する企業型年金が導入されていること。
- 4 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、（公財）建設業福祉共済団、（一社）建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 5 「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- 6 「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となつた人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満のもの的人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- 7 「CPD単位取得数」の欄は、「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前1年のうちに取得したCPDの単位数（ただし、算入できるCPD単位数は1人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。また、「技術者数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者（第18条の3第2項第1号に規定される者に該当する者を除く。）の数を記載すること。
- 8 「技能レベル向上者数」の欄は、「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前3年のうちに国土交通大臣が定める建設技能者の能力評価制度により受けた評価（以下この8において「認定能力評価」という。）の区分が審査基準日の3年前の日において受けている評価の区分より1以上上位であつた技能者の数を記載すること。また、「技能者数」の欄は、審査基準日において審査基準日以前3年のうちに建設工事の施工に従事した者であつて第14条の2第2号チ又は同条第4号チに規定する建設工事に従事する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を除いた数を、「控除対象者」欄は、審査基準日以前3年のうちに認定能力評価により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数を記載することとする。
- 9 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「えるぼし認定（第1段階目）」を受けている場合は「1」を、「えるぼし認定（第2段階目）」を受けている場合は「2」を、「えるぼし認定（第3段階目）」を受けている場合は「3」を、「プラチナえるぼし認定」を受けている場合は「4」を、いずれの認定も受けていない場合は「5」を記入すること。
- 10 「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「くるみん認定」を受けている場合は「1」を、「トライくるみん認定」を受けている場合は「2」を、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は「3」を、いずれの認定も受けていない場合は「4」を記入すること。
- 11 「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。
- 12 「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の欄は、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負つた工事のうち、国土交通大臣が定める建設工事以外の全ての建設工事において建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置として国土交通大臣が定めるものを実施した場合は「1」を、国土交通大臣が定める公共工事以外の全ての公共工事において当該措置を実施した場合は「2」を、いずれにも該当しない場合は「3」を記入すること。
- 13 「建設技能者を大切にす企業自主宣言制度の宣言の有無」の欄は、建設技能者を大切にす企業の自

- 主宣言を行つている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を記入すること。
- 14 **5** **3**「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行つていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行つていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。
 - 15 **5** **4**「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
 - 16 **5** **5**「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
 - 17 **5** **6**「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
 - 18 **5** **7**「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
 - 19 **5** **8**「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行つている場合は「1」を、会計参与の設置を行つている場合は「2」を、第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者（一級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者に限る。）が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。
 - 20 **5** **9**「公認会計士等の数」の欄は、第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの及び第18条の3第3項第2号ニに該当する者の人数の合計を記入すること。
 - 21 **6** **0**「二級登録経理試験合格者等の数」の欄は、二級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、二級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者（二級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者とされる者に限る。）の人数の合計を記入すること。
 - 22 **6** **1**「研究開発費（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。
 - 23 **6** **2**「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であつて自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証をいう。以下同じ。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの及び自動車検査証の車体の形状の欄に「アスファルト・フィニッシャー」と記載されている大型特殊自動車並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第33号に掲げる不整地運搬車、同項第34号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械について、台数の合計を記入すること。
 - 24 **6** **3**「エコアクション21の認証の有無」の欄は、審査基準日において、エコアクション21の認証を取得している場合（認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、取得されていない場合は「2」を記入すること。
 - 25 **6** **4**「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。
 - 26 **6** **5**「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

記入すべき割合及び単位は、小数点第2位以下の端数を切り捨てて表示すること。